

## 令和5年度第2回田辺市男女共同参画懇話会会議録

- 開催日時 令和5年10月11日（水）午前10時～12時
- 開催場所 田辺市民総合センター 4階交流ホール
- 出席委員 熊代委員、穴塚委員、井溪委員、阿田木委員、松上委員、北川委員  
新谷委員、金川委員、須本委員、高垣委員、松下委員、栗栖委員
- 欠席委員 井瀬委員、山本委員、高橋委員、嶋本委員、坪井委員、濱野委員
- 受託業者 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 谷内田さん、新美さん
- 出席職員 山崎企画部長、伊達主任
- 傍聴者 0名

### 議 事

#### 議題

- (1) 8/23 懇話会で出された意見について
- (2) 「第3次田辺市男女共同参画プラン」素案について
  - ①素案の説明
  - ②素案に対する意見「第3次田辺市男女共同参画プラン」素案について
- (3) 意見交換  
皆様からの議題による意見交換
- (4) その他

### 主な意見

#### 議題1：8/23 懇話会で出された意見について

(資料により事務局から説明)

会長・・・ただいまご報告ありましたけれども、皆さんから何か追加のご意見ありませんでしょうか？ないようでしたら、続きまして議題2にうつらせていただきます。「第3次田辺市男女共同参画プラン」素案について株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所様から説明をお願いします。

## 議題2：「第3次田辺市男女共同参画プラン」素案について

(資料により株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所から説明及び部長から補足)

部長・・・これだけたくさんなことがあるので、なかなか急にご意見を言っていたきにくいのかなと思っています。そこで提案ですが、もし可能であれば、市役所の他の計画づくりのときもやっているのですが、懇話会の委員さんの中から、個別にご相談にのっていただくような小委員会というのを組織して、少し具体的に協議し、懇話会にご報告をさせていただくような取組が進められないかと思っています。前回の懇話会で次回の懇話会はいつですよと言ったのですが、少しスケジュールを変更させていただいて、中身の検討を何人かの委員さん方と丁寧にやる中で、市役所関係課からも出てきた意見も聞き、限られた時間でどこまで対応できるかというのはわからないのですが、そういう取組ができないかなということでもあります。まとめますと、今日は委員の皆さんには、まずご意見シートということで期限10月23日までとなっておりますので、まずはキャッチフレーズのご意見をいただきたいということと、各施策の個別のところでもいいので、委員さんとして気になることを言っていただけると、それを詰めていく中で参考にさせていただきますというお願いが1点。

もう1つは、進め方として少しいろんなことを検討しないといけないので、数人で小委員会を作って、少し事務局と一緒に深い検討をさせていただくような進め方ができないかというこの2点が今回事務局からお願いとご提案をさせていただきたいというところでもあります。よろしくお願いたします。

会長・・・ただいま、第3次田辺市男女共同参画プランの素案と今後の進め方につきましてご説明いただきましたけれども、皆さんご意見ございますでしょうか？

部長・・・ボリュームがちょっと大きすぎるので、少し小委員会みたいな形はいかがかなというふうに思った次第であります。

会長・・・小委員会を立ち上げたらどうかというご提案ですけれどもいかがでしょうか？ご異論ございますか。

A委員・・・賛成です。

会長・・・ありがとうございます。そしたら小委員会の委員につきましては事務局で案はありますか。

事務局・・・それでは事務局といたしましては、会長、副会長、そして第3次田市男女共同参画プラン策定に向けて検討すべき事項に係るご意見をいただいた方の中から、B委員、C委員、D委員、E委員の合計6名の方をお願いできればと思っています。

会長・・・ただいま事務局から小委員会の委員について提案をいただきましたけれども、いかがでしょうか？是非自分も入りたいという方いらっしゃいますか。今の提案がありました6名の方、よろしいでしょうか？

事務局・・・メンバー復唱させてもらいます。まず会長、副会長、B委員、C委員、そしてD委員、E委員の合計6名の方をお願いしたいと思っています。

部長・・・委員が今年18名なので大体3分の1ぐらいの6名を目安に、ご提案をさせていただきました。6名ぐらいの方が比較的自由にいろんな意見言えるかなと思った次第であります。先ほど会長おっしゃっていただいたように我こそはという人があれば、この事務局案以外にも、お入りいただくのは全然構わないと思っておりますので、立候補等あればよろしく願いいたします。

会長・・・いかがでしょうか？

E委員・・・こちらのジャパン総研さんも入って頂けるという事ですか。

部長・・・基本的には我々が議論したのを計画書におとさせていただく作業をやっていることを基本に考えています。もちろん、こちらのジャパン総研さんは県内他の自治体の男女共同参画プランの受託実績もありますので、それについては随時情報を入れてあるのですが、基本的にはジャパン総研さん抜きで、事務局と小委員会の委員さんで、しっかり議論は我々だけで中心に進めていきたいというふうに思っています。コンサルさんの提案ということよりも私達がどうしたいかということを中心に議論できたらなというふうに思っています。

E委員・・・すいませんF委員はお忙しいですね。

部長・・・F委員には、当然小委員会でやった状況は、共有させていただいて、ポイントアドバイスはいただく予定にしていますが、個別の議論にお付き合いいただくのはさすがに時間的に無理かなという思いで、事務局の候補からは外させていただいています。

F委員・・・すいません。なかなか日程をとって邪魔できそうもないので、やっぱり田辺の皆さんに細かいところをご議論いただくのが一番いいと思います。

会長・・・はい、それではいかがでしょうか？

F委員・・・大枠よく検討していただいているかなというふうに思います。もちろん6ページのその施策体系の細かい取組の順番とか、そういったものは少し変更をする、また下に事業をはりつけたときに変更する可能性とか表現方法の可能性もあるかなと思うのですが、大体これでできているかなというふうに思います。

少し国際的な動向も踏まえて入れておいていただきたいことが数点ありまして、まずは27ページの部分で生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備ということですね。これはやはり先ほどお話があった、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律と基本方針という国の動向を田辺市なりにどう反映させていこうかということで、より困難な状況にある人の部分にスポットを当てて、話をされていると思うのです。具体的な取組の中にちょっと書けないと思うのですが、少し内容に入れておいていただきたいのが、困難な状況にある人になぜスポットを当てるのかというと、国連の人権条約の視点では、いわゆる交差差別、複合差別ってよく言われるのですが、障害者の差別でも女性の差別でも例えば困難状況が二つ重なる、高齢で女性とか、貧困で女性とか、障害があつて女性とか、ひとり親で女性とか、複合の困難状況が重なると、それは困難状況がかなり倍増してくる、倍増以上になってくるので余計に配慮されなければならないというのが、国連の人権条約で示される交差差別、複合差別という考え方です。

その根拠としてなぜこの項目を入れるのかということで、そういった側面が社会的にあるので、特にスポットを当てていくのだからということも少しどこかに書き込めれば、書き込んでおいていただきたいなというのが1点です。

2点目が30ページ31ページの生涯を通じた健康づくり支援のところですけど、気になるのが、31ページで女性がつて主語になっているところです。ここ女性がと書かれたのは、妊娠出産であるとか、あるいは生理の状態であるとか、体の変化が大きいのが女性というふうにお書きになられたと思うのですが、例えば男性でも更年期のうつの問題であるとか、いろいろ男性特有の問題がありますので、生涯を通じた健康づくり支援は、男女ともに考えられなければいけないということと、あとはなかなか難しいなと思うのが、性同一性障害の方でホルモン治療なんかをされておられる方は、かなり体調を崩しがちで、健康の支援が必要になってくるとか、その性器の手術をされたときに膿んだりとかして割と医療的な措置が必要になるというようなお話も聞いているのですね。

そういったような全ての人々をうまく捉えたような表現が少しできるといいのかなというふうに思います。

研修の部分で、10 ページ 11 ページの啓発というところに入れていただいているのですが、段階別の研修というのを少し意識してほしい。これは田辺市さんでも、いろんな項目によって段階別研修を踏まえているのですが、そういった対象の特定化とかあるいは習熟度に応じての研修をしていくような体制ということと、その前提として、施策を進めていく前に一番大事なのが、最近皆さんも耳にしたことがあるアンコンシャス・バイアスですね、無意識の偏見、施策を組む時のその以前の状態として思い込んでいるみたいな状況があって、その思い込んでいる状況の中で施策の研修をしても実はあまり意味がないのですね。

だから、実は最近、うちの大学でも管理者に対してアンコンシャス・バイアスの研修を大阪公立大学の先生にしてもらったのです。そういった役割分担であるとか、無意識に持っている偏見をどういうふうに解消するか、という視点が原点にあつての研修作業なので、そのような視点というのも是非意識をしていただきたいなというふうに思っています。以上細かなところで申し訳ないですけど、思いついたところ 3 点ということで意見言っておきます。ありがとうございます。

部長・・・ はい。ありがとうございます。F 委員は小委員会に入らないのですが、それ以外の細かな点も、もしいただけると小委員会での議論にのせさせていただきますのでどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

会長・・・ 貴重なご意見いただきましてありがとうございます。先に、先ほどからお話いただいています小委員会につきまして、6 名でいかしていただくということは、よろしいでしょうか？

(委員の皆さんから承認をいただく)

ご承認いただきました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方もよろしく願いいたします。小委員会の方は事務局提案通りとさせていただきます。

事務局・・・ 小委員会の委員のご承認ありがとうございました。では、小委員会につきましては 2 回程度今後予定をしています。そして第 1 回の小委員会は、次回の懇話会を予定しておりました 11 月 28 日の午後に開催できればと考えていますが、委員の皆様のご都合をお伺いして、日時を確定させたいと考えています。

そうしたことから 11 月 28 日に予定しておりました第 3 回の懇話会は年明けで設定させていただきたいと考えています。日程については改めてお知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

またキャッチフレーズ案も含めた素案に対するご意見につきましても、10月23日が締め切りということですのでよろしくお願いいたします。以上です。

### 議題3：皆様からの議題による意見交換

G委員・・・この間のアンケートの方にも書かせていただいたのですが、どこかしらで国際社会の理解促進というか、田辺には、いっぱい観光客の方もそうですし、住んでらっしゃる方も増えてきているので、多文化共生社会っていうにはまだ早いのですが、そういった価値観を認め合うっていうような勉強もこれから必要になってくるのかなとも思っています。国際的な感覚が入ってくることで、地元の人達と私達も含め、何か男女共同参画の意識というのも底上げされるというか、意識がぐっと高まるような気がしていて、すごく必要だなと思うのですが、皆さんどう思われますか。

会長：そうですね。最近も外国の人と会っても普通になりました。貴重な場になっていると思いますね。

部長・・・今の話、F委員に少しコメントいただくと嬉しいなと思うのですが、何かないでしょうか。今のG委員のご意見について。

F委員・・・もちろん男女共同参画と国際的なその視点、例えば教育であるとか、文化とかも踏まえて男女共同参画基本法の中の柱の1つとしては位置づけられています。ただ自治体の計画の中で、これを大々的に柱の中に位置づけていくのは、なかなか扱う材料が今のところ少ないということで、そういうことを積極的にやっている自治体の計画は、残念ながら見たことがないのですね。そういう意味では、田辺市も国際的な視点を随所に盛り込むという形ですかね。なかなか柱立てで1本大きいのを立てるのは、ちょっと難しいかもしれないですが、そういう視点で国際都市田辺ということで意識をしていただくといいのではないかなというふうに思います。施策の中にそういったところの部分も入っていると思うので、21ページなんかの部分で、多様な分野における男女共同参画の視点の国際交流という話が出ているので、もう少しこういった要素を各所に入れられるように、計画の中で少し意識をしていただいたら良いのかなというふうに思います。

部長・・・F委員ありがとうございます。7ページを少し見ていただきたいのですが、下の人権施策基本方針改定版の中に、19の人権課題を書いています。男女共同参画プランは、主にこの2番目の女性の人権というところに対応したプランになります。人権だけではなくて個別の施策もありますので、この男女共同参画プランという枠が人権

尊重のまちづくり条例及び基本方針に少し両方に重なっているような表になっているのですが、今おっしゃっていただいたように、外国人の人も含めて、誰もが住みやすいまちっていうのは、理想のまちなんです。先ほどF委員が、障害があって女性、また高齢者で女性、外国人で女性とかそういう複合的な要素っていうのもあるということもおっしゃっていただきました。ただこれを柱として立てられるかどうかというのは少し検討にもよるのですが、こういう各人権課題に男性女性がそれぞれ関わるよ、そしてその上で誰もが住みやすいということが目指すところでありまして、人権尊重のまちづくり条例も目指しているところはそこなので、そういう視点でどういうふうに表現ができるかというのは、今後の検討になると思うのですが、いろんな視点を持ってこの男女共同参画プランの中ではどこまで踏み込むのか、どこまで守備範囲にするのかっていう議論が今後大切なのかなと思います。かつての男女共同参画計画というのは、男性女性に関わらず、健康から介護から全部計画の中に取り込んできた経過があって、計画の柱が多いですね。懇話会でも出ていますように、それって男女共同参画とどこまで関わるの、そういう視点はどうかというところも弊害として出てきていると思います。実は前回の懇話会からいただいたご意見の中に、C委員も同じようなことを言っておられます。男女共同参画に絞ってもいいのじゃないの、他のやっているところは他に任せてみたいな発想でもいいのじゃないのっていうご意見も出ています。今回はどうしますかというのを少し皆様方のご意見、こういうご意見もあるという中、小委員会でも少し意見交換をしながら、プランとして注力しないといけないことって、多分あると思うんですね。何でもやっちゃうと、全てが重点かというとなかなかできないので、他でお願いできるところは他をお願いして、本当に男女プランとして重点的にやらないといけないところを意識しながら、今後の議論を進めていただくと事務局としてはありがたいなというふうに思っています。

会長・・・ ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

G委員・・・ 11 ページですが、この広報田辺は冊子になるとひらがなですけど、表記的には漢字なんですか。

部長・・・ 広報田辺はとつきやすいように今ひらがなにしていますけれども、条例上は漢字になっています。そこは条例の表現に関わらず、とつきやすい表現でいうと今はひらがなを使っています。

会長・・・ E委員。

E委員・・・ 素案ということで、私は今回どうしても新たなプランのところに入れて

ほしいと思ったのが、LGBTQの性的指向や性自認のことで、困難な状況に置かれているという状況の中では、DVと同等ぐらいの難しい問題になっているのではないかなと思うのです。なかなかまだ田辺でカミングアウトしたりするというのが難しい状況におかれている人、また特に大きな問題になっているのが、思春期である中高生の性自認の部分というのが大変重要だと思うので、そういう困難を抱えている人達をどう救っていくかというか、どう支援していくかというのが一番大きな問題になってくると思います。

今までなかった課題ですが、それが今回新たに項目として入っていないので、その部分は必ず入れてほしいなと思うところです。困難な状況を抱える人が安心して暮らせる社会というのは、ここの部分が出てきていると思うので、是非入れてほしい、また国の方も理解促進に関する法律が今年やっとできたこともあって、条例でもパートナーシップのこととかも各自治体の方でも進んでいるという中で、どこまでそれをこの計画に入れるかというはあるかと思いますが、基本的には項目として立ち上げて入れてほしいと思っています。

部長・・・E委員ご意見ありがとうございます。実は事務局としても、今一番悩んでいるところはそこでございます。元々は基本法であるとかDV防止法であるとか活躍推進法というのができていっている中に、今本当にいろんな法律ができてきています。その中で、このプランの位置づけとしてどこまでの法律に対応するプランにするのか、今の性的少数者の理解増進法というのももう施行されているのですが、今はその議論がまだ十分できていませんので、素案の段階では入れていません。このプランで対応をするのか、または別に性的少数者の方は、別の施策立てにするのか、その辺りも少し皆様でご議論できればと。ただ考え方なのですが、あくまで男女共同参画プランも性別に関わりなく、それぞれが自分らしく活躍できるという趣旨なので、性的少数者の方を入れてもそんなに違和感ないプランにできるのかなと思いつつも、そこら辺の表現をどうするのかというのが正直言うと今後悩ましいところかなと思います。このプランの中でうたうのか、プランの外で施策をやりますよというのか、行政的な話で申し訳ないですけども、議論をしたいところだと思っています。

F委員・・・E委員おっしゃられるみたいに、確かにプランの中にうまく位置づけられるといいなと思います。ただ今ざっと見た中では、ちょっとうまく位置づけられてないようだったので、どういった形でどう位置づけるかが悩ましいところなのですけれど、それはご検討ください。

会長・・・今ちょうどジャニーズ問題で、様々な情報が流れているところで大分気をつけないと変な方向へいきそうな気がしますし、かえって逆差別になりかけているような気がします。自分は被害を受けていませんと表明するのがいいのかどうか。表明しな

いと受けていたのですかということになるのです。この間、記者会見を見たのですが、質問の中で、言えない人達もいると思うのですが、その人達の対応をどうするのですかと聞いている記者さんがいて、それを聞いたら駄目でしょうと思ったのです。自分でそれを乗り越えて生きていこうとしている人を追い込むようなことになってしまうので、気をつけて見ていかないと。LGBTQ もこれから進めていかなければいけないというか、本当に理解を進めていかないといけない問題だと思いますので、どこかでは必ず配慮したものがいると思います。それぞれ良いご意見いただきましてありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか？

D委員・・・思い込みとか、アンコンシャス・バイアスを取るところから考えていかないといけないので、何か言葉狩りと言われるのかなと思いつつ、いつもそういう言葉が目についてしまうのですが、10 ページの真ん中あたりに、PTA 等を対象にした研修等では、父兄の参加も見られるようになりました、の父兄という言葉はどうしてそれを使ったのか教えてほしいのと、さっき女性特有の妊娠云々というところで女性が云々という書き方もあったのですが、29 ページのところに性別・年齢の区別もなく、誰もが被害を受ける災害発生時には、とわざわざそこに何か入れるのがね、すごく気になったのでそれだけです。

部長・・・ありがとうございます。まさにD委員が言っていたように皆さんにお願いしたかったのは、是非くまなく読んでいただいて、この表現ってどうなのとか、この感覚ってどうなのっていうのを本当にたくさんお寄せいただけると嬉しいなと思っています。男女のプランで、このプランに書いているのにそういう認識なのですかって、D委員おっしゃっていただくことはまさにそうなので、皆さんの目を見ていただいて、本当に言葉1つずつの使い方も含めて、丁寧にこの文章表現を見るべき計画だというふうに思っておりますので、ご意見をお寄せいただければ、事務局としても大変ありがたいです。

D委員・・・間違いかな、父兄て久しぶりに聞きました。

部長・・・そうですね。おっしゃる通りです。

会長・・・いろいろご意見いただきましてありがとうございます。それでは他にご意見ないようでしたら終わりたいと思いますがいかがでしょうか？

D委員・・・市民ワークショップの内容を配りますと言ってもらって、まだ手元に届いてない。

部長・・・一旦出てきた結果だけしかお配りしてないのですが。

D委員・・・どういうワークショップの中身でやったのですか。

部長・・・資料をまとめて次の懇話会までにお送りするようにします。

会長・・・それでは終わりに副会長から一言お願いいたします。

副会長・・・皆さん大変お疲れさまでした。本日の懇話会はこれで終了させていただきたいと思います。本日は男女共同参画プラン素案についての説明や、それについてのいろいろなご意見をお聞きすることができました。お忙しい中、本日はありがとうございました。